

＜使用者代表からいただいた御意見＞

1. 本来、雇用調整助成金を通じて休業手当の支援を行うべきであり、個人向け給付として特例的に創設された「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」に安易に流れないように、政府は周知等に努めるべき。
その一環として、助成上限引き上げに伴い、すでに雇調金申請済の事業主も差額分を追加受給ができることや、派遣事業元事業主でも雇用を維持していれば雇用調整助成金を受給できることなども周知すべき。
2. 本来、個人向け給付は全額事業主負担の雇用保険二事業で行うべきではなく、今回限りの特例とすべきである。
3. とりわけ同支援金については、事後チェックや不正受給が行われた場合の返還命令の厳格化など、不正防止を徹底すべき。
4. 一連の手厚い支援策により、財源の枯渇化が懸念される。
 - (1) 国難を官民が協力して乗り切る観点から、今後とも必要に応じて一般財源を投入すべき。
 - (2) 経済情勢が回復しない中での雇用保険料の引き上げは、雇用維持に尽力している企業に追加負担を課すことになるため、回避すべき。
 - (3) 財源の逼迫化に伴い、他の雇用保険二事業を徹底的に見直し、重要性の乏しい事業は廃止を検討すべき。

雇用調整助成金に関しては、手続きの煩雑さから申請を敬遠しがちであり、また事業主が資金に余裕がないと対応しづらいなどの課題等で、現時点において利用が進まない環境の中個人向け休業支援金制度の創設は、事業主・休業中の労働者双方への改善策として有効な施策であると理解している。

しかしながら主たる制度は雇用調整助成金制度であり、新たに創設した個人向け休業支援金制度は短期的かつ時限的なものであることから、あくまで補完的な施策として取り扱うべき。

今般の対応が未曾有の経済環境下において適切に活用されるべきではあるが、雇用保険二事業の財政運営については、給付の拡充を賄うために将来の保険料率が実質的に引き上げられ、コロナ影響からの業績回復を目指す企業にとってコスト負担を増す可能性がある点には大いに懸念している。

こうした企業活動への影響を回避できるような財政運営を求めるとともに、今後の持続的かつ健全な財政運営を担保する意味でも、改めて、一般財源の活用を可能な限り求めたい。今後とも不正受給対策の徹底を堅持していただきたい。

【雇用調整助成金等の上限額 15,000 円への引上げについて】

○雇用調整助成金は雇用の維持・安定や、感染拡大収束後の経済の力強い回復に向け、非常に重要な役割を担っている。

○日本商工会議所は、雇用調整助成金について、これまでに策定した累次の緊急要望の中で、上限額 8,330 円の国庫負担による引上げ等を強く主張してきたが、この度、15,000 円へ上限額が引上げられることに関しては評価する次第である。

○ただし、引上げ分の財源に関して、中小企業は国庫であるが、大企業は雇用保険二事業特別会計とのことである。

○「世界経済がリーマンショックとは比較にならない、正に 100 年に 1 度の危機を迎えている」状況の中で、政府は「何としても雇用を守り抜いていく」という強い決意を示している。

○従って、議事に関する直接的な意見ではないが、引上げ分の財源は、大企業分を含め、国庫で負担すべきである。

【中小企業に対するきめ細かく丁寧な対応】

○雇用の維持・安定はもとより、感染拡大収束後の経済の力強い回復には、雇用の 7 割を占め、地域経済を支える礎である中小企業が雇用調整助成金を円滑に申請することができ、かつ迅速に支給されるようにすることが極めて重要である。

○この度、15,000 円への上限額引上げとともに、解雇等を行わない場合、中小企業に対する助成率は 10/10 に拡充されるが、特に、雇用調整助成金を初めて申請するケースなど、中小企業からの問合せや相談にはきめ細かく丁寧に対応していくとともに、制度の拡充内容を幅広く周知していくべきである。

【雇用保険料率について】

○雇用調整助成金等の支給により、雇用保険二事業特別会計の安定資金残高が大幅に目減りすることが想定される。

○一方、価格転嫁が困難な中で、最低賃金や子ども・子育て拠出金など、中小企業の負担はこれまでになく高まっていることから、雇用保険二事業や失業等給付に係る雇用保険料率は、事業の見直し等を徹底することで、将来にわたり引上がることはないよう、強く要望する。

○また、休業支援金の創設にあたっては、企業・労働者双方が混乱しないよう、制度内容や要件について丁寧に周知していくとともに、重複支給や不正等の防止を徹底されたい。